

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年12月15日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300090 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2300021 号

## 第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成30年12月1日から令和元年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年12月から令和元年10月までの標準報酬月額については、平成30年12月から令和元年7月までは28万円から30万円、同年8月は28万円から34万円、同年9月及び同年10月は32万円から34万円とする。

平成30年12月から令和元年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月から令和元年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成30年8月21日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年8月から同年11月までの標準報酬月額については、28万円から30万円とする。

平成30年8月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年8月21日から令和元年11月1日まで

請求期間に係る標準報酬月額について、実際の報酬月額より低い額で記録されており、また、令和元年8月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成30年12月1日から令和元年11月1日までの期間について、A社か

ら提出された請求者に係る雇用契約書、通勤費申請書、請求者の同社に係る社会保険料支払実績個人別確認表及び平成30年9月から令和元年12月までの期間に係る給与支給明細(以下「給与支給明細等」という。)並びに日本年金機構の回答により、請求者の同社に係る被保険者資格取得時の報酬月額並びに当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額及び請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額であることが確認できる。

したがって、請求者の平成30年12月から令和元年10月までの標準報酬月額については、給与支給明細等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成30年12月から令和元年7月までは30万円、同年8月から同年10月までは34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の平成30年12月から令和元年10月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の厚生年金保険被保険者資格取得時に誤った報酬月額で届出を行ったこと、令和元年8月を改定月とする厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和3年12月22日に年金事務所に対し提出したこと、及び厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成30年8月21日から同年12月1日までの期間について、A社から提出された請求者に係る給与支給明細等及び日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超える額であることが確認できることから、請求者の同年8月から同年11月までの標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300091号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300022号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年8月の標準報酬月額については、30万円から36万円とする。

令和元年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年8月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る社会保険料支払実績個人別確認表及び平成30年10月から令和元年12月までの期間に係る給与支給明細(以下「給与支給明細等」という。)により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(36万円)及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額(36万円)は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(30万円)を超える額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細等により確認できる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、厚生

年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年5月18日に年金事務所に対し提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300092 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2300023 号

## 第 1 結論

請求者のA社における令和元年9月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年9月及び同年10月の標準報酬月額については、28万円から30万円とする。

令和元年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年9月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る社会保険料支払実績個人別確認表及び平成31年1月から令和元年12月までの期間に係る給与支給明細(以下「給与支給明細等」という。)により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(30万円)及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額(30万円)は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(28万円)を超える額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細等により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂

正届を、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和3年12月22日に年金事務所に対し提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300094号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2300008号

## 第1 結論

昭和58年7月から昭和59年4月までの請求期間、同年10月から昭和60年3月までの請求期間、昭和61年1月から昭和63年3月までの請求期間、同年5月から平成元年3月までの請求期間及び平成2年8月から平成4年11月までの請求期間については、国民年金保険料(昭和58年7月から昭和59年4月までの請求期間については付加保険料を含む。以下同じ。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年7月から昭和59年4月まで  
② 昭和59年10月から昭和60年3月まで  
③ 昭和61年1月から昭和63年3月まで  
④ 昭和63年5月から平成元年3月まで  
⑤ 平成2年8月から平成4年11月まで

請求期間①から⑤までの国民年金保険料について、未納と記録されているが、最初に婚姻した妻(以下「元妻」という。)又はその後、再婚した妻(以下「前妻」という。)が納付してくれていたと思うので、調査の上、納付済期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から⑤までの国民年金保険料について、元妻又は前妻が納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、請求者は元妻及び前妻への照会を希望しておらず、請求者自身は保険料の納付に直接関与していないことから、請求期間①から⑤までの国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

また、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿に記載されている受付年月日並びに請求者及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係る資格記録から、請求者の国民年金の加入手続は昭和60年5月頃に行われ、20歳に遡って資格を取得したものと推認でき、保険料徴収権の時効前である請求期間①及び②に係る保険料を納付することは可能であったことが推認できるものの、上記被保険者名簿において、保険料納付済期間として記録されているのは



昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの期間のみであり、請求期間①及び②に係る保険料が納付された記録はなく、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者が請求期間①、③、④及び⑤において住民登録していたとする A 市は、請求者について、保険料の納付状況に係る資料はない旨回答している。

加えて、請求者が請求期間②において住民登録していたとする B 市は、納付記録、納付書発行等の記録については、昭和 60 年頃から電算化し、C 社会保険事務所（当時）に送付していたため、年金事務所の記録と符合している旨回答しており、B 市から提出された現行システムのハードコピーにより確認できるのは、請求者の資格情報として、取得日（昭和 54 年\*月\*日）のみである。

このほか、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①から⑤までについて、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。